

大通達甲（警務）第8号  
令和6年3月29日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警務部長

大分県公安委員会審査請求手続規則の運用等について（通達）

大分県公安委員会審査請求手続規則（平成28年大分県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の運用等については、「大分県公安委員会審査請求手続規則の運用等について」（令和5年3月31日付け大通達甲（警務）第11号）により実施しているところであるが、この度、規則の一部改正に伴い、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 審理官（規則第3条関係）

- 規則第3条第2項の「当該2人以上の審理官を代表する者」とは、同条第1項の規定により2人以上の審理官を指名する場合において、当該2人以上の審理官が行う業務を代表して処理する者（以下「代表審理官」という。）をいう。
- 規則第3条第2項の「当該2人以上の審理官が行う事務を調整する者」とは、同条第1項の規定により2人以上の審理官を指名する場合において、審理官が行う事務の連絡及び調整を行う者（以下「調整審理官」という。）をいう。
- 審理官は、次に掲げる区分に応じ、次に定める警察職員とする。

ア 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の審査請求及び大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第15条の2の審査請求（以下「情報公開等審査請求」という。）以外の審査請求

処分に係る事務を行った所属の長	2人以上を指名		1人を指名
	代表審理官	調整審理官	審理官
生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）、刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）、交通部交通企画課長（以下「交	警務部警務課長（以下「警務課長」という。）	警務部監察課長（以下「監察課長」という。）	—

通企画課長」とい う。)又は警備部警 備企画課長(以下「警 備企画課長」とい う。)			
警 務 課 長	—	—	監 察 課 長
警察本部の所属長 (警務課長、生活安 全企画課長、刑事企 画課長、交通企画課 長及び警備企画課長 (以下「代表課長」 という。)並びに監 察課長を除く。)	当該処分に係る事務 を行った所属が属す る部の代表課長	監 察 課 長	—
監 察 課 長	—	—	警 務 課 長
警 察 署 長	当該処分に係る事務 を主管する警察本部 の所属長	監 察 課 長	—

イ 情報公開等審査請求

処分に係る事務を行 った所属の長	2人以上を指名		1人を指名
	代 表 審 理 官	調 整 審 理 官	審 理 官
生活安全企画課長、 刑事企画課長、交通 企画課長又は警備企 画課長	—	—	警 務 課 長
警 務 課 長	—	—	警務部総務課長
警察本部の所属長 (警務部の所属長及 び代表課長を除く。)	当該処分に係る事務 を行った所属が属す る部の代表課長	警 務 課 長	—
警察本部の所属長 (警務部の所属長(警 務課長を除く。)に 限る。)	—	—	警 務 課 長

(4) 規則第3条第5項の審理経過調書には、おおむね次に掲げる事項を記載すること。

なお、審理経過調書には、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件であって、裁決等に当たり参考とする必要があると認められるものを添付すること。

ア 審査請求の件名及び日時並びに審査請求人の氏名及び住所

イ 審査請求の要旨

ウ 参加人の氏名及び参加の趣旨

エ 処分庁等（審査庁が処分庁等である場合を含む。）の弁明の要旨

オ 審査請求人の反論及び参加人の意見の要旨

カ 口頭意見陳述の要旨及び補佐人の氏名

キ 参考人の陳述、鑑定、検証及び審理関係人への質問の要点

ク 審理官の職名及び氏名

## 2 提出書類の閲覧等（規則第23条関係）

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（規則第3号様式）を送付して行うこととされているが、閲覧する書類についてその写しの交付を求められている場合は、提出書類閲覧日時等指定書により、警察本部の会議室等を閲覧の場所に指定すること。

(2) 大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号）に定める法に基づく提出書類の写し等の交付手数料（以下「行服関係手数料」という。）の徴収については、次に定めるところにより処理すること。

ア 行服関係手数料の徴収等のための金銭出納員を置く所属 当該所属において大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）に基づく収入に係る事務を行うこと。

イ 行服関係手数料の徴収等のための金銭出納員を置かない所属 会計管理局会計課出納決算班に収入に係る事務を引き継ぐこと。

（警務課法制係）